

## 郷中教育の完成(中)

安藤保

### 一、問題の所在

二、斉興晩期の文武の振興策と郷中の実態(以上四四卷)

三、斉彬期の文武振興の基本姿勢(本卷)

#### 1 斉彬の登場

2 文武振興策の前提

3 武の振興策について

4 文の振興策と教育改革(以下次卷)

四、城下・外城における文武振興の実態

五、むすび

### 三、斉彬期の文武振興の基本姿勢

#### 1 斉彬の登場

嘉永四年二月二日、斉彬は重荷を背負いながら、四十三才で父斉興の後を襲って薩摩藩主となった。幕末薩摩藩の内訌事件として知られている嘉永朋党事件を引きずったまま藩主の座についたのであり、これは斉彬の政治に微妙な影響を与えざるを得なかった。

琉球へイギリス船・フランス船と相次いで来航する外国船に対応

するために、藩主斉興は世子斉彬を帰国させ、海岸防備などの指揮を取らせることを幕府へ願ひ出た。幕府も当時の領主階層の中では抜群に外国事情に明るく、英明高い斉彬へ期待し、わざわざ老中戸田山城守・松平和泉守を藩邸へ遣わし、これを許しただけではなく、帰国の御礼に登城した斉彬へ、將軍自ら懇ろに琉球の対応方を委ねたのである。時に斉彬三十八才。藩主としても十分な識見を持ち、周りからも藩主として十分に腕を振るうことを期待されていたのである。しかし、斉興は藩主の座を斉彬へ譲ろうとはしなかった。斉興の愛妾ゆらの子を次の藩主にしようとする動きがあったからである。このような事態にしばれを切らした藩士の一部は、盟約を結び、斉彬を早く藩主へ就けようと動き出した。また、ゆらを中心とする一派も、藩主の座を求めて画策することが多く、両派の動きは次第にエスカレートしていった。斉彬自身、藩内工作としては、腹心の士を用い収集した鹿兒島の情報を参考にしながら、或は血気にはやる若者を唆し、或は人物を見極め仲間に加えるなどして批判勢力を増し、さらに藩外工作としては、薩摩藩の秘事を幕閣へ漏らすことにより、幕府権力からの圧力が高まることにより藩政が転換することを期待したのである。斉彬一派の批判は、家老として権力を誇っ

ていた調所広郷、調所の死後は島津将曹・伊集院平などへ向けられており、直接斉興を批判の対象としたものではなかったとしても、結局は、斉興の隠居、斉彬の藩主就任を求めることに通ずるものであった。斉興は、嘉永三年三月、斉彬一派の動きを封ずるために、死罪・遠島等を含む斉彬一派の大量処分に踏み切った。「おゆる騒動」・「嘉永朋党事件」と呼ばれるお家騒動である。

藩の反斉彬一派追及の手を逃れた諏訪明神祠官井上正徳は、藩の追求を振り切り、島津重豪の第九子が藩主であるという縁故を頼み福岡藩へ出奔した。福岡藩は、脱藩の罪の軽減を条件に井上の引渡しを強く求める薩摩藩の要求をあくまでも拒否し、藩主主導の下に、近親の中津・八戸の諸藩主、斉彬と親交のある宇和島藩主伊達宗城と共同して問題の解決を斉興へ働きかけ、それが効き目がないと知ると、あくまでも斉彬を善意の第三者として事件を解決するため、幕閣の阿部等へ働きかけることに力を尽くした。

藩主の座を巡る争いということを隠し、しかも斉彬を善意の第三者として位置づけ、さらに斉興隠居、斉彬への藩政の実権委譲を公権力を利用して実現しようとする一大作戦が開始された。

まず第一は、斉興へ隠居願いを提出させる手だてである。

斉興には隠居をする気持は全くなかったから、その実現のためには、幕閣が薩摩藩執政者の失政を問題とし、その上で藩主の責任を暗に問うことにより隠居させるといふ形にすることが望ましく、またその失政は幕府が口を出しうるような内容であることが肝要であったが、薩摩藩にはその格好の材料があったのである。

一先年人数之義相達候以後も、中山之所置手厚に行届候様にも不相聞得、且一昨冬英国船中山より致渡来候哉二相聞得候所、御

届と事実相違之趣にも相聞候事

一 国政向も両三人被致遍在、上下情意不通達、下々不和之様子二相聞候事

一 故笑左衛門悴、当時稻留数馬と変名にて、相勤居候由及見聞候、

右ハ先年美濃守へ相達置候趣も有之者二候得ハ、右様ニハ有之

間布答、如何の事存候事

右之通及見聞候事候間、中山之儀国政向忤不宜儀ハ、是迄致来

候処二不差構相改可被申、役人共之内にも、心得違之聞得も候

間、心を付致人撰候様有之度候、尚万事近親衆とも可被申

談事

右の史料は、斉興の正式の隠居願いが提出された時か、あるいは斉彬の襲封の御礼に登城した時に、申し渡される下案として阿部へ示されたものである。一つ書きされている三点をこれまでのあり方と違えてでも実行するよう斉彬へ指示している書き方になっているが、斉興を攻めるポイントはまさにこの三点にあったことが示されている。幕府の関心も強い琉球問題の処置が、幕府への報告と異なっていることを中心にして斉興へ圧力を加え、穏やかではあるが、断固として隠居させようとしていることが読み取れるのである。しかし、これによって隠居が拒否されるような状況の時は、「只今之内退隠無之てハ、如何様氣之毒なる事に可相成も難計」と、公儀権力の発動もあることを匂わせ隠居を強要することになっている。

第二に、斉彬襲封後、斉彬が藩政を最初から掌握する手だてである。

斉興は隠居したとしても藩の実権を離さない姿勢を示していたために、なによりも隠居に際しては斉興の藩政への影響力を完全に削

いでおくことが必要であった。これを公義よりつぎのことを薩摩藩へ達することにより実現しようとした。

一大隈守此度願之通隠居有之二付、以後は国政向並に中山之所置、滞留異人杯之儀、内外之諸務一切不被差構方可然、且隠居後は高輪屋布へ転住可有之と存候、もし湯治被相願、下国之含にも候ハ、四五年之所ハ左様無之方可然と存候間、右等之儀心付内々申達候事<sup>5)</sup>

すなわち、隠居後藩政へ一切関与させないために、斉興を江戸に留め置いて、湯治のためであっても下国は四、五年は許さないとしている。これは、「大隅下国いたし候ハ、矢張是迄之姿にて、国政始琉国所置杯、更ニ手も下し候義不相成、弥増悪弊ハ可相生候間、右之通り御沙汰被成下度、四五年も過候ハ、改正更張相整候後相成候故、大隅下向仕候ても宜敷候得共、只今帰国いたし候ハ、実ニ是迄御配慮被成下候甲斐も無御座<sup>6)</sup>」とあるように、斉彬の改革への影響を恐れたためであった。

第三は、藩主交代が自然に行われたように取り繕うことである。このためには、できるだけ目立たないように人事を行い、嘉永朋党事件の報復と理解されるようなことを慎む方針が定められた。すなわちつぎの通りである。

一昨冬より大臣始数人、嚴重咎方申付候儀、世上にて彼是申居候得ハ、次て此上手荒ニ且目立候様の儀不仕、却て国辱を増し候訳にも相成候間、将曹杯を帰国後何となく退け可然旨、修理・南部等も申談候間、隠便ニ可取計、其所ハ御安心にて被仰聞度<sup>7)</sup>

この方針に従がうかぎり、穏やかな人事交代はあるにしても、嘉永朋党事件により何等かの処罰を受けた者が、斉彬の襲封を契機に

即座に罪を赦され、旧に復するというような急激な変化の途も塞がれていた。

右にみてきた斉興隠居と斉彬襲封後までの筋道が、斉彬、福岡・八戸藩主などの近親者、斉彬のよき理解者で、相談相手である伊達宗城、幕閣の阿部正弘などとの間で綿密に検討され、藩主交代への路線が引かれたところで藩主交代劇の幕が開いたのである。

嘉永三年十二月三日、江戸城において將軍手ずから斉興へ朱衣肩衝御茶入を授けるのが幕開けとなった。明けて正月廿九日、斉興の隠居・斉彬の家督願いの提出、さらに二月二日、願い出通り許可と手続が進み、藩主交代の舞台は展開する。しかし、斉彬の襲封直後、この舞台の展開に反する動きを示す史料として「御家督二付、御政事向万端斉興公へ御介助之御願アリシニ、御承託ノ旨布達左ノ如シ」の説明付で、つぎの布達が見られるのはどうしたものであろうか。

今度御隠居・御家督二付、御政事向御相談被成進候様、無御拋被仰進趣有之、其段ハ一統奉承知候通二付、此涯弥以宰相様<sup>8)</sup>公、是迄之通万端御世話被成進候条、伺事等無手拔様可取計旨、屹ト可申渡旨被仰出候段申来候、此旨不洩様云々

豊後

右の史料には補足説明として「御部屋栖ノ内ハ御政事向御關係ナキカ故、茲ニ至リ万事御不取馴ナルカ故、御介助ノ御願ニ及ハレタル者ナリ」とある。この説明が不適切であることは、今までの斉興隠居への道筋に照らせば明らかであるが、右に見た斉興隠居への規定の方針と異なるこの布達が出てくる理由・背景について考察する必要があるであろう。

考えられる一つは、隠居を強制された斉興の抵抗の現れという理解であり、もう一つは、通常の藩主交代であることを印象づけるためのカムフラージュではないかという理解である。

第一の場合については、嘉永三年十二月十一日付の島津将曹より琉使玉川王子への達書で、老年と持病の難儀を理由として隠居することを伝えた後、「御隠居被遊候ても異国人一条之儀は、是迄之通被遊御指揮被下候様奉願候処、其通之思召」であることを中山王および摂政・三司官へ伝えるようにと訓令し、さらに、翌日付の浦添王子、国吉・座喜味・池城の諸親方連名宛の将曹よりの達でも、「是迄琉球国一体之儀は勿論、異国人渡来二付差戻方一件、分て宰相様深御配慮被為在被為遊御指揮御事候二付、御隠居被遊候ても、矢張是迄之通被遊御指揮被下候様、少将様御願被遊、拙者共よりも奉願候処、御許容被下難有仕合奉存候」とあることを考え合わせる。と、斉興は「権柄ハはなさぬ存念」であったことがわかるのである。鮫島志芽太氏の前出書でもこの部分に触れ、「隠居に際して、斉興が示した幕府老中や斉彬への反発は、斉彬が藩主に就任した後も数ヵ月、頑強に続いた」ことを指摘している。これらのことから、斉興が隠居後まで藩政への影響力を保持する意欲が強かったことは明白であり、この流れの中で本史料を理解することも一つの考えであるよう思われる。

しかし、斉彬への実権委譲の手だてがきちんと立てられ、斉興の介入の余地がないぐらいに準備された後、舞台の幕が開いた直後にこの史料が出てくることを考えると、第二の理解も成り立つのである。

さきに示した浦添王子等への達は、「少将様御願遊」ばされた結

果であり、これを「内証記」にあるように「万端預指揮度と為相願」と強制された結果の「願い出」であるとしても、この時期の状況から可能である。しかし、斉彬の襲封の前提として、先に示したように、「国政向並に中山之処置、滞留異人杯之儀、内外之諸務一切不被差溝方可然」との方針が固められた上で、できるだけ自然な形で藩主交代劇を演出するとなると、前藩主の藩政介助を願い出ることが最も効果的だった。第一の理解で見たような、斉興の抵抗の結果、または斉興と斉彬の力関係から出た一時的妥協との理解よりも、ここでは、この史料は当時の政治状況とは全く異なる「みせかけ」の史料であり、斉彬が領民の信頼をうるためのパフォーマンスの一つであったと考えるべきである。したがって、斉彬が領民に全面的に受け入れられることが明らかになると、すぐさまこれを必要でなくなったのである。斉彬が初入部後、種々の「善政」を実施した後の七月、つぎの達により藩政から完全に排除されたのはまた当然であった。

先般御隠居・御家督付、御政事向御相談被成進候様、宰相様へ御願被進候趣有之、被遊御許容候付、同事等無手拔様、可申渡旨被仰出置候処、此節御政事向御立障被遊候ては、兎角御心労之御事候間、御世話被成進候儀は被遊御断、御隠居御一篇二御安氣被遊度、此上何ヶ度被仰進候テモ、不被遊御許容段被仰進趣有之、無御扱合之御事ニテ、其通御請被為在候条、右之趣屹ト可申度旨被仰出候、此旨表方へ致通達、奥掛御勝手方へモ可相達候、

七月

豊後

石見

近江

以上見てきたように、首尾よく薩摩藩主となった斉彬ではあるが、襲封までのいきさつは斉彬にとり重荷となり、彼の初政に影響を与えた。特に、儒教を教学の中心に置き、忠孝思想を思想善導の基礎とする江戸時代では、どのような理由があるにしても、他の力を借りて父親を隠居させ、自ら藩主の座についたということは、武士階層は勿論、町人・農民へ忠孝を勧めるには甚だ具合が悪かった。

とりわけ先代までのように、儒教倫理のみに基づいて武士子弟の教育をすすめる、士風の矯正を命ずることには負目を感じたのではなからうか。そのため、外国の文化に触れ、その合理性を身につけていたことも加わり、儒教倫理を土台にすえながらも、それを越える新たな規範による武士の養成を目指したのであり、さらに襲封のため取らざるを得なかった反儒教倫理的行動を帳消しにして、しかも自らの政策への支持を得るためには、斉彬が領民全体の崇敬を受ける人物として登場しなければならなかったのである。<sup>12)</sup>

## 2 文武振興策の前提

前節で、襲封時の事情から、斉彬が領民全体の崇敬を受ける人物として登場しなければならなかったこと、また武士養成のため新たな規範を制定しなければならなかったことを指摘した。それでは、斉彬はどのような政策によりそれを実現しようとしたのであろうか。

まず、斉彬襲封以降の法令から見えていこう。

二月二日、將軍より襲封の命を受けた直後、斉彬は藩主就任を過ぎのように告知した。いわゆる「御袖判」である。

今度從宰相様御願御隠居、我等へ家督無相違被仰出候、領国之輩

專重公義之御政道、万端可相慎之、国家之仕置先規之通申付候條、不致忘却堅固可相守之者也<sup>13)</sup>

嘉永四年二月二日

また、同日、斉興もつぎの「仰出」を出し、藩主交代を告げた。

家老中

今度我等隠居、修理太夫家督付ては、政事向等先規之通にて猶又

万端相励、各職分を相守精勤可申候

右之趣國中末と迄も可申付候<sup>14)</sup>

公義の政道尊崇、領内政治の先規重視をうたい、領内士庶は万端身を慎しみ、怠らずにそれぞれの職分に精励することを命じている。襲封に伴う公式宣言であるから、形通りの内容であるかも知れないが、斉彬が「国家之仕置先規之通申付」とし、斉興も「政事向等先規之通」と、いずれも先規重視を公言し、斉興から斉彬への藩主交替の自然さを強調している。これも藩主交代時の慣例であるが、だめを押すかのように、その先規重視をことさら強調したのが、同日付で出された「毎朔御條目」<sup>15)</sup>として知られる掟である。

「毎朔御條目」は、文字通り、毎月朔日に薩摩藩の全ての武士がこの条目を拝聞して、常に武士として遺漏なく行動できるようにするために、幕府および薩摩藩の最も基本的な法令を知悉する目的で光久が藩主の時、伊勢貞昌の建言により創設されたとされているが、この時の条目が、後に知られる十一ヶ条の「毎朔御條目」と同じであるかについては明らかでない。しかし、次第にその拝聞の行動は形式に流れ、さらには、毎月ではなく、一年に一度だけの行事として行われるだけとなってきていたにしても、内容は薩摩藩の武士にとっては、いわば、耳に「たこ」ができるくらい聞きなれ、かびの

生えたものであった。また、内容には徒党禁止の条項も含まれており、嘉永朋党事件を契機として襲封への道が開けた斉彬には何とも皮肉な内容でもあった。したがって、この条目の布達は、条目の内容を周知徹底するという意味よりも、斉興襲封時に布達した<sup>16</sup>という先例を尊重する姿勢を示すことに意味があるのであり、この条目から斉彬の政策の方針を窺いうるものでは決してなかった。

このような藩主交代にともない形式的に出される法令ではなく、藩主の施政方針として確認して出され、斉彬の施策の基本として位置づけられるのは、初入部を済ませた後の五月十六日、「政務御方針ト唱フ」と『斉彬公史料』の編者である市来四郎が注記するつぎの「仰出」である。

今度宰相様御隠居、我等へ家督蒙仰、別て令心配候、依ては以来不心付儀も候ハ、無遠慮冥意見可申聞候、且又各初諸役人末々に至る迄、専ら御先代之規則に基き、我意私欲等無之正路を心掛、上下之情意致通達、国中之仕置行届候様、利害得失を考、万端入念可取計候、諸士末々ニも弥文武忠孝之道を志、質素契約之風儀を守り、信義を専として武道之心掛可為専一候、農工商ニも代々之法令を守り、夫々之職業を励ミ、父祖之孝養無怠、日夜家業出精專一二候、

右之趣家老中を初領国一統、無心得違可令承知、猶追々可申達候、以上<sup>17</sup>

右の史料では、斉彬への忠言の要請を先頭にして、武士へは、役人の心得・文武忠孝・質素儉約・信義について触れ、農工商へは、法令の遵守・職業の精励・父母の孝養と網羅しており、この部分では「毎朔御條目」と重なるのであるが、海岸防備など軍事強化が眼

目となっていることから「武道之心掛可為専一候」と武の強化が強調されている。また、斉彬の施政の方針は「利害得失ヲ考云々」というところに特徴があったとする市来の指摘は的を射ているといえよう。斉彬の治世を彩る性格として能力主義や合理主義があるが、それは「利害得失」という経済的な判断基準の政治への適用の結果であったと考えられるからであり、この線に沿った施策が以後展開されるのである。

では、斉彬への藩主交代は鹿兒島ではどのような目でみられていたのだろうか。当時茶坊主として勤めていた樺山三円の日記に過ぎのようにある。

江戸より飛脚着にて申来候、大守様御隠居之処、少将様御家督首尾能去ル二日被為在候とのよし、御登城之砌ハ晴天之処、後二大風雨にて無程晴天相成、御家御吉例之雨と為申由、御邸内賑々敷との段申来候、奉案二明君出給万民奉歓、乍恐慈徳公なる君ハ迎も被為在間敷候共、奉析は是迄之御家督ニ被為替、御仁徳もかなと願奉処二候<sup>18</sup>

樺山は大山正円・有村俊斉の同僚として茶道を勤め、西郷隆盛とも親交のある人物であるので、斉彬びいきの捉え方になっていることはあるにしても、当時の城下士の斉彬に対する雰囲気をはば正確に伝えているのではなからうか。すなわち、右の史料では、「名君」の出現を喜ぶ気持ちと、慈徳公宗信治世に現出したほどの慈愛に満ちた政治には及ばないにしても、仁徳ある為政者の出現を期待する気持ちが溢れている。

樺山の日記に窺えるような徳政を求める雰囲気に応えることにより、斉彬は襲封時の汚点を帳消しにすると共に、斉興と異なること

